単品スライド条項運用の手順

1. スライド請求【発注担当課】

- ○受注者より工期末の2月前までに請求(様式1、1-①)
 - *工期末が平成20年10月31日以前の工事は、工期内であれば8月29日まで 請求が可能。
- 2. スライド額の協議開始日の通知 (スライド請求日から7日以内) 【発注担当課】



○受注者の意見を聞いて、協議開始日を決定し、受注者に通知(様式2)

3. スライド額協議開始【発注担当課】



- ○受注者よりスライド額の請求 (様式3、3-①)
- ○証明書類等の請求の資料を確認。
- ○購入価格と実勢価格を比較し、購入単価が安い場合は、購入単価を採用しスライ ド積算する。
- 4. スライド額決定 (スライド協議開始から14日以内) 【発注担当課】



- ○協議成立の可否について、受注者に通知(様式4) *発注担当課は契約担当課と変更手続きの協議
- 5. スライド変更契約【契約担当課】
 - ○工期末に請負代金額の変更契約